

# 障害者福祉制度 のあらまし

～障害者手帳を取得された方々へ～

## 《手帳の各種手続きについて》

### ○障害の程度が変わった場合

等級の変更申請をすることができます。

### ○住所(町内)・氏名が変わった場合

役場福祉課にて変更の手続きをしてください。

### ○転出される場合

新しい居住地の市役所や役場にて住所変更手続きを行ってください。

### ○紛失・破損した場合

写真を添えて再交付申請を行ってください。

### ○障害を有しなくなった場合又は本人が死亡した場合

速やかに手帳を返還してください。

津 幡 町

# 目次

## **1 医療費の助成について…** 1

---

- (1) 自立支援医療
- (2) 心身障害者医療費助成

## **2 自立支援給付・各種助成制度…** 2

---

- (1) 補装具の交付及び修理
- (2) 障害者（児）福祉サービス
- (3) 日常生活用具の給付
- (4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
- (5) 人工内耳用音声信号処理装置購入費助成事業
- (6) 災害弱者緊急通報システム事業
- (7) 自立支援型住宅リフォーム推進事業
- (8) 自動車運転免許取得費の助成
- (9) 自動車改造費の助成（本人運転）
- (10) 自動車改造費の助成（介助者運転）
- (11) バス・タクシー利用料の助成

## **3 各種割引制度ほか…** 20

---

- (1) タクシー運賃
- (2) バス旅客運賃（町営バス含む）
- (3) 航空運賃（12歳以上）
- (4) JR 列車運賃
- (5) IR いしかわ鉄道線、あいの風とやま鉄道線
- (6) 有料道路通行料金
- (7) NHK 放送受信料免除

- ( 8 ) 障害者温泉療養助成
- ( 9 ) NTT 番号案内料免除
- ( 1 0 ) 駐車禁止除外指定
- ( 1 1 ) 郵便等による不在者投票
- ( 1 2 ) 携帯電話使用料
- ( 1 3 ) 自動車事故被害者救済制度
- ( 1 4 ) 町施設使用料

#### **4 税金関係について…** 25

---

- ( 1 ) 所得税、住民税の障害者控除
- ( 2 ) 少額貯蓄非課税制度
- ( 3 ) 自動車税の免除

#### **5 手当、年金…** 27

---

- ( 1 ) 特別障害者手当
- ( 2 ) 障害児福祉手当
- ( 3 ) 特別児童扶養手当
- ( 4 ) 児童扶養手当
- ( 5 ) 心身障害者扶養共済加入援護金
- ( 6 ) 障害基礎年金
- ( 7 ) 障害厚生年金

#### **その他 お知らせ…** 31

---

- ◎ 救急医療情報保管容器
- ◎ 避難行動要支援者名簿登録のお知らせ
- ◎ Net119、困りごと心配ごと相談先、ヘルプマーク、ヘルプカード
- ◎ 町内の障害者関係団体一覧
- ◎ 町障害者相談員一覧
- ◎ 町指定避難場所一覧

# 1 医療費の助成について



## (1) 自立支援医療

身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療について、医療費の自己負担額を軽減することを目的とした公費負担医療制度です。

(所得に応じて一部自己負担)

医療名	内容	問合せ先
<p><b>更生医療</b> (18歳以上)</p>	<p>身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療で、職業能力を増進したり、日常生活を容易にすることを目的としています。</p> <p>心臓疾患に対する手術(ペースメーカー植え込み術、冠動脈バイパス術など)、人工透析、肝移植手術やそれに伴う医療などに適用されます。</p> <p>※身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。</p>	<p><b>福祉課</b> TEL288-2458</p>
<p><b>育成医療</b> (18歳未満)</p>	<p>更生医療と同じく、障害を取り除いたり、軽くして生活しやすくすることを目的とした医療です。</p> <p>その疾患を放置すれば、将来障害にいたると認められる児童が給付対象となります。</p> <p>肢体不自由、視覚、聴覚・平衡、音声言語機能障害のほか、心臓疾患の手術治療やじん臓機能障害の人工透析などに適用されます。</p> <p>※育成医療は、身体障害者手帳をお持ちでない方も対象となります。</p>	
<p><b>精神通院医療</b></p>	<p>精神に障害のある方の通院にかかる医療費を公費で負担する制度です。</p> <p>通院による精神医療(統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症など)を継続的に要すると医師が判断した人が対象となります。</p>	

## (2) 心身障害者医療費助成



医療機関で受診したときの医療費の自己負担分を助成します。

ただし、保険が適用されない分(入院時の食事代や差額ベッド代など)は助成の対象になりません。

対象者	問合せ先
身体障害者手帳(1～3級) 療育手帳(A・B) 精神障害者保健福祉手帳(1級)	福祉課 TEL288-2458

県内の医療機関受診時に健康保険証と一緒に(障)医療費受給者証を提示することにより、医療費の自己負担分を支払う必要がなくなります。県外での受診分も助成対象となりますが、一度医療機関窓口で支払う必要があります(医療機関窓口で支払った場合は、領収書・障害者手帳・印鑑等を持って役場窓口で申請すると還付されます)。

## 2 自立支援給付・各種助成制度

※各種助成制度は事前申請が必要となっていますので、事前に必ず福祉課へご相談ください。



### (1) 補装具の交付及び修理

身体上の障害を補い、日常生活や職業活動を容易にするための補装具を交付及び修理します。なお、下線の引いてあるものについては、原則、介護保険制度が優先となります。(所得に応じて一部自己負担)

区分	種類	問合せ先
肢体不自由	義肢(義手、義足)、装具、座位保持装置、 <u>車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ</u> (松葉杖、カデアン・クラッチ、ロストランド・クラッチ、多点杖)	福祉課 TEL288-2458
18歳未満のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、 <u>排便補助具</u>	
聴覚障害	補聴器	
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)	
重度の肢体不自由 かつ音声言語障害	重度障害者用意思伝達装置	

## (2) 障害者（児）福祉サービス



サービスを利用したい方は、町に申請をしてください。支給決定後、下記のサービスが利用できるようになります。なお、原則、介護保険制度の福祉サービスが優先となります。（所得に応じて一部自己負担）

【問合せ先】…福祉課 TEL288-2458

	サービスの名称	内 容	備 考
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上
	同行援護	視覚障害で移動に著しい困難を有する人が外出するときに、同行や移動に必要な情報の提供、援護、その他の必要な援助を行います。	区分1以上
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性の高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分6
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事及び日常生活の世話をを行います。	区分1以上
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分5以上
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3(50歳以上は区分2)以上
	障害者支援施設 での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分4(50歳以上は区分3)以上

※ 備考欄は、町が認定した「障害支援区分」のことです。

	サービスの名称	内 容	備 考
訓練等給付	<b>自立訓練</b> (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	<b>就労移行支援</b>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	<b>就労継続支援</b> (雇用型、非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	<b>共同生活援助</b> (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	外部サービス利用型事業所で受託居宅介護サービスを受ける場合は区分2以上
相談支援給付等	<b>地域移行支援</b>	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。	
	<b>地域定着支援</b>	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	
	<b>計画相談支援給付</b> <b>障害児相談支援給付</b>	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等を作成する。	
障害児通所支援	<b>児童発達支援</b>	日常生活における基本的な動作や知識技能を学び、集団生活への適応訓練などを行います。	
	<b>医療型</b> <b>児童発達支援</b>	治療を受けながら、上記の児童発達支援を行います。	
	<b>放課後等</b> <b>デイサービス</b>	学校終了後や休業日において、生活能力向上のための訓練等を行います。	就学児
	<b>保育所等訪問支援</b>	集団生活に適応できるよう保育所等へ訪問して支援を行います。	未就学児

	サービスの名称	内 容	備 考
地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援 (ガイドヘルプ)	社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加をする際の外出(通勤、通学等を除く)の移動を支援します。	
	日中一時支援 (日中ショートステイ)	家族の就労及び介護している人の一時的な休息を目的として、日中、施設等において障害者の活動の場の提供や、見守りなどを行います。	
	地域活動 支援センター	障害者が通所により、創作的活動、生産活動等を行います。	
	訪問入浴	家庭において入浴することが困難な身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行います。	在宅で身体障害者手帳1・2級の者
	手話通訳者等 派遣事業 	聴覚などに障害のある方が通院や行政手続きなどで手話通訳が必要なときに、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。 ◎対象になるもの ・公的機関への相談、手続き ・医療機関への受診 ・冠婚葬祭 など ◎対象にならないもの ・個人の営業または仕事 ・娯楽に関するもの ・行事の主催者が手話通訳者等の費用を負担するもの など	聴覚、言語機能、音声機能の障害者等
	生活訓練事業	視覚障害者及びその家族に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	重度の視覚障害者とその家族で町長が生活訓練を必要と認める者



## ■障害福祉サービス等の利用者負担

利用者負担は、所得に応じた負担になっており、一か月の負担上限額が決まっています。  
また、食費・光熱水費等がある場合は、実費負担となります。

### 利用者負担の仕組み

#### 障害者の利用者負担上限月額

生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得	町民税非課税世帯	0 円
一般1	町民税課税世帯(所得割 16 万円未満) ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用者は除きます。	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円

※所得を判断する世帯の範囲は、障害者とその配偶者です。



家賃、食費  
光熱水費  
(実費負担)

#### 障害児の利用者負担上限月額

生活保護	生活保護世帯	0 円	
低所得	町民税非課税世帯	0 円	
一般1	町民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円	

※所得を判断する世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯です。

## ■障害福祉サービス等の事業所一覧

### ・相談支援事業所

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	庄ウ17番地7	076-289-6500	076-289-6502
相談支援所 MyLife	中橋口10-1	076-255-3251	076-255-3451

### ・障害福祉サービス事業所

#### ▼グループホーム

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	庄ウ17番地7	076-289-6500	
きらら	清水ニ 350 番地4	076-289-0040	
響	清水ニ85番地	076-289-7080	
ホームすぎな	別所口28番1	076-288-0388	076-288-0388
フラワーリッシュ A	横浜に 62-5	076-288-3884	076-288-5577
フラワーリッシュ B	横浜に 62-4	076-288-3884	076-288-5577
ウィズ太田	太田に35	076-283-7100	076-283-7103

#### ▼居宅介護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
ヘルパーステーション津幡	能瀬イ1番地1	076-288-8915	076-288-8990
なぎさケアサービス津幡	横浜ほ28番地4	076-255-3061	076-255-3062
ニチイケアセンター津幡	加賀爪ホ 74	076-289-8055	076-289-0250

#### ▼同行援護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なぎさケアサービス津幡	横浜ほ28番地4	076-255-3061	076-255-3062

▼施設入所

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
障害者支援(自閉症者療育)施設はぎの郷	別所へ1番地	076-288-0339	076-288-0340

▼就労継続支援A型

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
ワンダーランド津幡	潟端453番地3	076-289-3737	076-289-3747

▼就労継続支援B型

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
指定就労継続支援B型 事業所ひまわり	加賀爪ハ120	076-289-5106	076-289-6365
はばたき	加賀爪ハ120	076-289-2277	076-289-2281
ジョブスタジオノーム	別所甲80番地	076-288-0318	076-288-1980
就労支援事業所米ライフ	中橋口10-1	076-255-3251	076-255-3451

▼重度訪問介護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
ヘルパーステーション津幡	能瀬イ1番地1	076-288-8915	076-288-8990
なぎさケアサービス津幡	横浜ほ28番地4	076-255-3061	076-255-3062
ニチイケアセンター津幡	加賀爪ホ74	076-289-8055	076-289-0250

### ▼生活介護

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
障害者支援(自閉症者療育)施設はぎの郷	別所へ1番地	076-288-0339	076-288-0340
メルクマール	加賀爪ハ122番1	076-289-2826	076-289-2880

### ▼短期入所

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	字庄ウ17番7	076-289-0040	
フラワーリッシュ	横浜に62-4	076-254-6754	076-254-6755

### ▼地域移行支援・地域定着支援

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
なごみ	庄ウ17番7	076-289-0040	076-289-6502
相談支援所 MyLife	中橋口10-1	076-255-3251	076-255-3451

### ・障害児の通所福祉サービス事業所

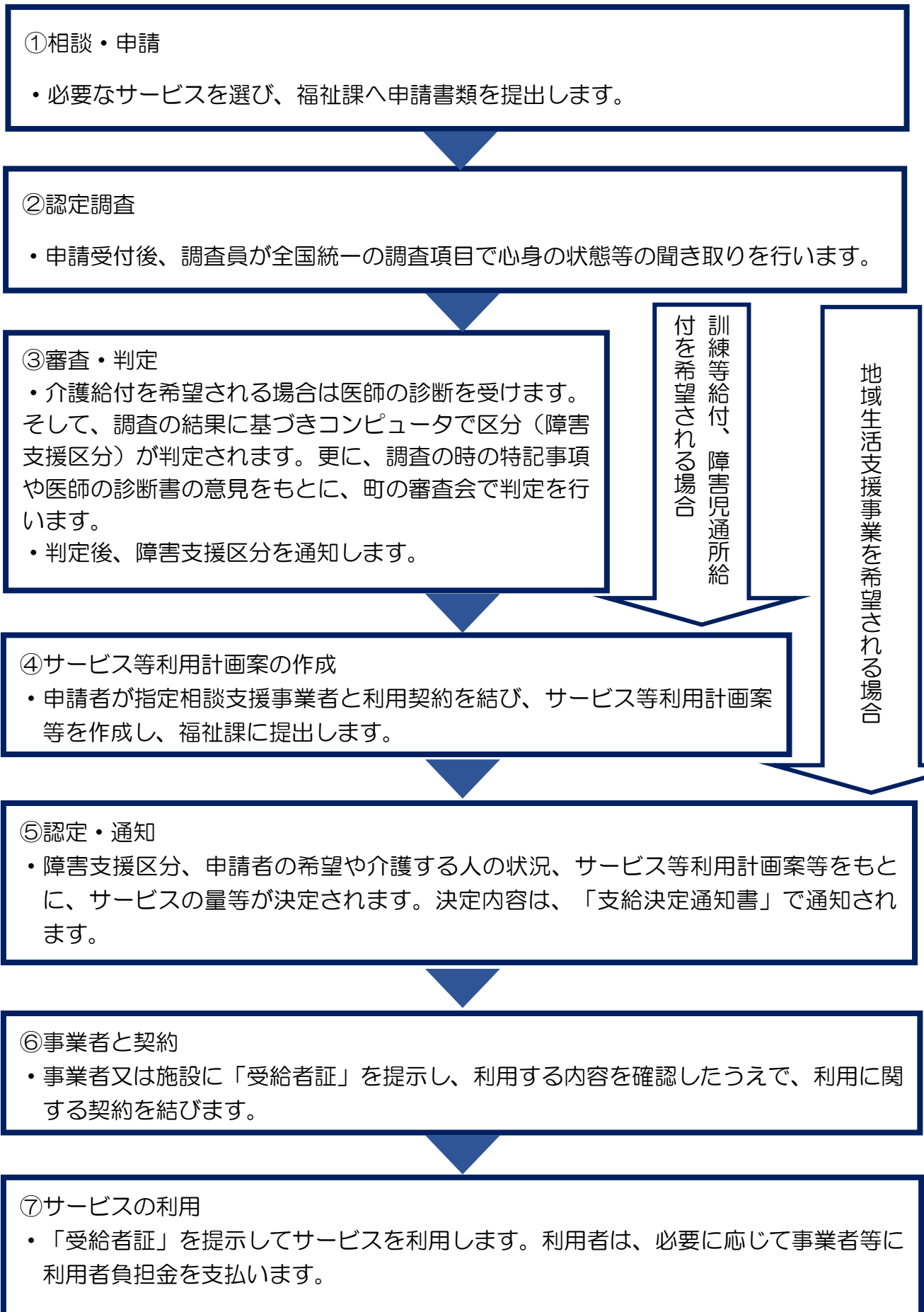
#### ▼児童発達支援

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
こだま	庄ウ17番1	076-289-4400	076-289-4411
心家	東荒屋432番地	076-288-0521	076-288-0522
みんなで笑顔「木のおうち」児童発達支援・放課後等デイサービス	井上の荘5丁目 57番地	076-208-7670	076-208-7671
COCO HOUSE 津幡	太田は112-3	076-256-0584	076-256-0684

▼放課後等デイサービス

事業所名称	住所	電話番号	FAX 番号
こだま	庄ウ17番1	076-289-4400	076-289-4411
心家	東荒屋432番地	076-288-0521	076-288-0522
みんなで笑顔「木のおうち」 児童発達支援・放課後等デ イサービス	井上の荘5丁目 57番地	076-208-7670	076-208-7671
みんなで笑顔「木のおうち2 っ！」放課後等デイサービス	太田へ6-1	076-254-6558	076-254-6559
COCO HOUSE 津幡	太田は112-3	076-256-0584	076-256-0684

## ■障害福祉サービス利用の流れ



### (3) 日常生活用具の給付

重度障害者(児)に対し、日常生活の利便を図るための用具を、障害の程度等に応じて給付します。なお、下線の引いてあるものについては、原則、介護保険制度が優先となります。(所得に応じて一部自己負担)

【問合せ先】…福祉課 TEL288-2458

種目	性能	対象者
<b>特殊寝台</b> *18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。
<b>特殊マット</b> *3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害 1 級 (18 歳未満の児童は 2 級以上、常時介護を要する者に限る) 及び知的障害が療育 A 程度又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。
<b>床ずれ防止用具</b>	エアマット(空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの)または除圧マット(ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの)で、褥瘡を防止できる機能を有するもの。	下肢又は体幹機能障害 1 級で原則として 18 歳以上の者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。(褥瘡の既往があるなど、褥瘡の予防が必要な者に限る)
<b>特殊尿器</b> *学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する者に限る) 又は難病患者等で自力で排尿できない者。
<b>入浴担架</b> *3歳以上	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (入浴に当たって、家族等他人の介護を要する者に限る)
<b>体位変換器</b> *学齢児以上	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る) 又は難病患者等で寝たきりの状態にある者
<b>移動用リフト</b> *3歳以上	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型、住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。

<b>訓練いす</b> *3歳以上 18歳未満	原則とし付属のテーブルをつけるものとする。	
<b>訓練用ベッド</b> *学齢児以上 18歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、原則として学齢児以上 18 歳未満の者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。
<b>入浴補助用具</b> *3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害があつて、入浴に介助を必要とする者又は難病患者等で入浴に介助を要する者。
<b>便器</b> *学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害 2 級以上又は難病患者等で常時介護を要する者又は難病患者等で上肢機能に障害のある者。
<b>頭部保護帽</b>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し転倒の危険がある者及び知的障害が療育 A 程度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。
<b>T字状・棒状のつえ</b>	歩行時に身体を支え、安定させるもの。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、屋内・屋外の移動の際、つえの支えにより歩行が可能となる者。
<b>移動・移乗支援用具</b> *3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて必要な強度と安定性を有するもの。 ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は難病患者等で下肢が不自由な者。
<b>特殊便器</b> *学齢児以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	上肢障害 2 級以上及び児童相談所又は知的障害が療育 A 程度で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は難病患者等で上肢機能に障害のある者。



<b>火災警報器</b>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	障害等級 2 級以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害が療育 A 程度の者。
<b>自動消火器</b>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	障害等級 2 級以上(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害が療育 A 程度の者又は火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
<b>電磁調理器</b> *18 歳以上	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び知的障害が療育 A 程度
<b>歩行時間延長 信号機用小型 送信機</b> *学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上
<b>聴覚障害者用 屋内信号装置</b> *18 歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	聴覚障害 2 級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
<b>透析液加温器</b> *3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。
<b>ネブライザー (吸入器)</b> *学齢以上	障害者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって用具が必要と認められる者又は難病患者等で呼吸器機能に障害のある者。
<b>電気式 たん吸引器</b> *学齢児以上	障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>パルスオキシ メーター</b>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者。
<b>酸素ボンベ 運搬車</b>	障害者が容易に使用し得るもの。	医療保険による在宅酸素療法を行なう者。

<b>盲人用体温計 (音声式)</b> *学齢児以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯)
<b>盲人用体重計</b> *18 歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上 (盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯)
<b>携帯用 会話補助装置</b> *学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。
<b>情報・通信 支援用具</b> *学齢児以上	①キーボード、マウス等入力装置、支援ソフト ②スキャナ、OCR ソフト、視覚障害者用ソフト ③地デジ対応ラジオ(地上デジタル放送を受信できるラジオで、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの)	①上肢機能障害 2 級以上の者で文字を書くことが困難な者 ②視覚障害 3 級以上の者で情報取得手段として音声による読み上げ等が必要な者。 ③視覚障害 2 級以上の者。
<b>点字 ディスプレイ</b> *18 歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者であって、用具が必要と認められる者。
<b>点字器</b> *学齢児以上	点字を書くことが出来るもので、障害者が容易に使用し得るもの(固定用の板と定規及び点筆を含む)。	視覚障害 2 級以上で、用具が必要と認められる者。
<b>点字タイプ ライター</b>	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上 (本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)
<b>視覚障害者用 ポータブル レコーダー</b> *学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上

<b>視覚障害者用 活字文書 読上げ装置</b>	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	
<b>視覚障害者用 拡大読書器</b> *学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
<b>盲人用時計</b> *18歳以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害 2 級以上(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)
<b>聴覚障害者用 通信装置</b> *学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として用具が必要と認められる者。
<b>聴覚障害者用 情報受信装置</b>	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(児童含む)
<b>人工喉頭</b>	音源を口腔内に導き構音化するもの。	音声言語機能障害者であって喉頭摘出した者。
<b>点字図書</b> (月刊や週刊で発行される雑誌類を除く)	点字により作成された図書年間 6 タイトル又は 24 巻までとする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものは除く。	主に、情報の入手を点字により行なっている視覚障害者(児童含む)

<b>ストマ用装具</b>	<b>①蓄便袋</b> 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。 <b>②蓄尿袋</b> 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付のもので、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。	<b>① 直腸機能障害により、ストマ造設をした者。(児童含む)</b>  <b>②ぼうこう機能障害により、ストマ造設をした者。(児童含む)</b>
<b>紙おむつ</b> <b>*3歳以上</b>	紙おむつ	次のいずれかに該当する者。 <b>①</b> ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者又は二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害のある者 <b>②</b> 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、自力移動、座位保持、意思疎通又は介助定時排泄が困難な者
<b>収尿器</b>	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	ぼうこう機能障害者のうち、必要と認められる者(児童含む)
<b>居宅生活動作補助用具</b> <b>*学齢児以上</b>	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する3級以上(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)で、住宅改修が必要と認められる者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。借家の場合は家主の承諾があること。

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる住宅改修に要する費用とする。
- (1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

#### (4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

##### (助成対象者)

この事業の助成対象者は次の各号に掲げる要件を全て満たす児童の保護者とする。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 申請日において18歳未満である者。
- (3) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断している者。

※所得制限により助成対象から除外される場合があります。

【問合せ先】…福祉課 TEL288-2458

#### (5) 人工内耳用音声信号処理装置購入費助成事業

人工内耳を装用している者に対して、人工内耳用音声信号処理装置の購入に要する費用の一部を助成します。

##### (助成対象者)

聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている者で、現に装置を装用している者。

##### (助成額)

区 分	限度額	補助率	問合せ先
生活保護、非課税世帯	20万円	100%	福祉課 TEL288-2458
市町村民税課税世帯	18万円	90%	

#### (6) 災害弱者緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし身体障害者の方などが、急病や火災、その他の緊急時に早期に通報・連絡できるように、緊急通報装置等は無償で貸与します。

(注) 固定電話の回線状況により設置ができない場合があります。

対 象 者	問合せ先
ひとり暮らしの障害者で身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳Aの者 75歳以上のみの世帯で身体障害者手帳1級・2級又は療育手帳Aの者	福祉課 TEL288-2458

(注) 使用時の通話料は利用者の負担です。



## (7) 自立支援型住宅リフォーム推進事業

- ・対象者 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1～3級又は視覚障害2級以上の方がいる世帯。(非課税世帯のみ・原則1回限り)
- ・補助内容 手すり取り付け、段差の解消等

区 分	限度額	補助率	問合せ先
生活保護法による被保護世帯	100万円	100%	福祉課 TEL288-2458
住民税非課税の世帯		90%	

## (8) 自動車運転免許取得費の助成

重度の身体障害者が、社会復帰に資するため自動車運転免許を取得した場合に、経費の一部を助成します。(所得制限あり)

対 象 者	助成金額	問合せ先
身体障害者手帳1・2級の方 3級は下肢、体幹機能障害のみ	免許取得直接経費の2/3以内で、 10万円限度	福祉課 TEL288-2458

## (9) 自動車改造費の助成 (本人運転)

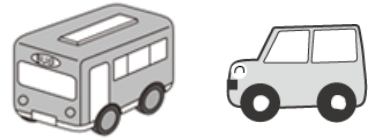
重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車の操向装置、駆動装置等を改造する場合に、その経費の一部を助成します。  
(所得制限あり)

対 象 者	助成金額	問合せ先
上肢、下肢、体幹機能障害 1・2級の方	10万円限度	福祉課 TEL288-2458

## (10) 自動車改造費の助成 (介助者運転)

車椅子を常用している重度身体障害者を介護する方が、リフト付等の自動車を改造又は購入する場合に、その経費の一部を助成します。  
(所得制限あり)

対 象 者	助成金額	問合せ先
車椅子を常用している 重度身体障害者又はその介護者	自動車の改造経費の1/2以内で 6万2千円～25万円限度(改造 の内容により異なります)	福祉課 TEL288-2458



## (11) バス・タクシー利用料の助成

在宅で生活し、自分で運転して外出することができない方に、年1回、町営バス又はタクシー利用料金の一部を助成します。(町内の業者に限る)

対象者	助成金額	問合せ先
身体障害者手帳1・2・3級 (3級は視覚・体幹・下肢のみ) 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1・2級	8千円～1万2千円 (地域により異なります)	<b>福祉課</b> TEL288-2458

〈申請に必要なもの〉

- ① 障害者手帳または介護保険証
- ② 認印(代理人が申請のときは対象者本人と代理人両方の印が必要)

※シャチハタ不可



## 3 各種割引制度ほか

### (1) タクシー運賃

乗車時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示すると、料金の1割が割引されます。

【問合せ先】… 石川県タクシー協会 TEL254-1348

### (2) バス旅客運賃 (町営バス含む)

対象者	割引対象券	割引率	備考
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳	普通乗車券	5割	※距離制限なし (高速バスは精神の場合のみ一部対象外あり)

- ・ 手帳を係員に提示して下さい。
- ・ 定期乗車券・介護者の運賃割引は、バス事業所によって異なりますので、直接お尋ねください。



### (3) 航空運賃 (12歳以上) ※国内線の利用のみ

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持する人を対象に割引制度があります。詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

## (4) JR列車運賃

対象者	割引対象券	割引率	適用区分
第1種身体障害者 療育手帳A所持者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券 (特急券割引対象外)	5割 (介護者とも)	全線(※1)
第2種身体障害者 療育手帳B所持者	普通乗車券	5割(本人のみ)	片道100kmを超える場合
12歳未満の第2種身体障害者 12歳未満の療育手帳B所持者	定期乗車券	5割 (介護者とも)	介護者と乗車する場合のみ

- ・ JRの窓口到手帳を提示してください

※1 第1種身体障害者であっても単独で乗車される場合は、片道100kmを超える区間の乗車券のみに限られます。



## (5) IRいしかわ鉄道線(金沢駅～倶利伽羅駅) あいの風とやま鉄道線(石動駅～至糸魚川)

対象者	割引対象券	割引率	適用区分
第1種身体障害者 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割 (介護者とも)	全線
第2種身体障害者 療育手帳B所持者 精神障害者保健福祉手帳2・3級	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割 (本人のみ)	全線
第2種身体障害者 療育手帳B所持者 精神障害者保健福祉手帳2・3級	定期乗車券	5割(12歳未満は 介護者とも)	全線

- ・ 各鉄道会社の窓口到手帳を提示してください。



## (6) 有料道路通行料金 (※事前申請必要) 2年ごとの更新が必要

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路の通行料金が半額になります。

事前に手続きを済ませてから、料金支払時に手帳を提示し、割引を受けて下さい。

区 分	所持する手帳の等級等	
	本人運転	介護者運転
対象者	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方	手帳交付者のなかで、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が <b>第1種</b> になっている方
対象車輦	・乗用車・貨物・特殊・自動二輪車のうち、1台に限る。 ※詳細はお問い合わせください。	

・所有者・使用者とも法人の場合や営業車は対象外。

・本人又は本人と生計を一にする方が所有するものに限る。それがない場合には、日常的介護者が所有するもの。

<申請に必要なもの>

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 登録する車の車検証(営業車を除く)
- ③ 運転免許証(本人運転のみ)
- ④ 障害者本人名義のETCカードとETC車載器セットアップ申込書・証明書



※④はETCノンストップ利用のみ必要です。 【問合先】… 福祉課 TEL288-2458

## (7) NHK放送受信料免除

対 象	内 容	問合先
身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、世帯員全員が町民税非課税である場合	全額免除	NHK 金沢放送局 TEL264-7010
契約者が世帯主で身体障害者手帳 1 級又は 2 級(視覚、聴覚障害は等級を問わない)、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの場合	半額免除	福祉課 TEL288-2458

## (8) 障害者温泉療養助成

障害をお持ちの方が、県指定の温泉旅館に宿泊又は日帰りでの利用をされる場合に料金の割引を受けられます。※どちらか一方のみの助成となります。

割引額		宿泊の場合：3,000円/人 ※年1回利用可能 日帰りの場合：1,000円/人 ※年3回利用可能
対象者	本人	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している県内在住の在宅障害者
	付添人	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の付添人(付添人は、原則1人とする)
申込方法 ① ②どちらでも可 予約時に障害者温泉療養助成を利用する旨を伝えてください。		① 福祉課で申請 (手帳、印鑑が必要…シャチハタ不可) ② 指定宿泊施設へ行き手帳を提示 ※6人以上のグループでご利用の場合は①で申込してください
使用にあたっての注意		次の場合は割引を受けられませんのでご注意ください。 【利用助成券の提出による割引】 ネット等予約で予約時に宿泊料が前納されている場合(利用助成券は、現金との引換はできません。) 【障害者手帳の提示による割引】 ・割引を受ける方が6人以上のグループの場合 ・旅行会社を通した予約の場合 ・障害者手帳を忘れた場合

【問合せ先】…福祉課 TEL288-2458

県障害保健福祉課 TEL225-1426

## (9) NTT番号案内料免除

電話帳の使用が困難な障害者の方に無料で電話番号を案内します。

- ・視覚障害者1～6級及び上肢、体幹機能障害1・2級
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

【問合せ先】…NTT無料番号案内係 TEL0120-104174

## (10) 駐車禁止除外指定

歩行困難な方が自ら運転したり、同乗している特定の車をやむをえず駐車禁止区域に駐車する必要がある場合に、あらかじめ除外指定を受けることができます。

【問合先】… 津幡警察署 TEL288-3111

## (11) 郵便等による不在者投票

選挙人で重度身体障害者の方は、事前に登録すると郵便による不在者投票をすることができます。

- ・両下肢、体幹、移動機能障害 1・2 級
- ・内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)1・3 級
- ・肝臓機能障害 1～3 級
- ・HIVによる免疫機能障害 1～3 級

【問合先】… 総務課 TEL288-2120

## (12) 携帯電話使用料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持する人を対象に割引制度があります。詳しくは携帯電話を販売するショップにお問い合わせください。

## (13) 自動車事故被害者救済制度

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)では自動車事故被害者に対し様々な支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。

【問合先】

国土交通省自動車局保障制度参事官室	TEL 03-5253-8111
自動車事故対策機構石川支所	TEL 076-239-3207
NASVA交通事故被害者ホットライン	TEL 0570-000738

## (14) 町施設使用料

津幡ふるさと歴史館「れきしる」、津幡町総合体育館及び津幡運動公園体育館等において、身体障害者手帳、療育手帳を所持する人を対象に減免制度があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

【問合先】

津幡ふるさと歴史館「れきしる」	TEL 076-288-2101
津幡町総合体育館	TEL 076-289-3161
津幡運動公園体育館	TEL 076-288-7201

## 4 税金関係について



### (1) 所得税、住民税の障害者控除

【問合先】 所得税 … 金沢税務署 TEL261-3221  
 住民税 … 町税務課 TEL288-2123

#### ① 障害者控除（本人又は扶養親族が障害者）

種 類	対 象 者	所得税	住民税
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	40万円	30万円
障害者控除	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者	27万円	26万円
同居特別障害者控除	同居する控除対象配偶者または扶養親族が、特別障害者控除の対象者の方	75万円 (40万+加算35万)	53万円 (30万+加算23万)

#### ② 所得税、住民税の医療費控除

寝たきり状態で、長期にわたりおむつを使用している方や、ストマ造設者で蓄便・蓄尿袋を使用している方、又訪問看護や入浴車の派遣を受けた方は、医師が発行する使用証明書と領収証により控除が受けられます。

#### ③ 住民税の非課税

本人が障害者の場合、所得で125万円以下の場合非課税になります。

### (2) 少額貯蓄非課税制度

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、新マル優制度が適用され、郵便貯金、銀行預金、公債の限度額（各350万円）までの利子は非課税となります。

【問合先】… 各金融機関

### (3) 自動車税の免除

障害者自身が運転したり、身体・知的・精神障害者と生計を一にする家族(注1)又は常時介護する方(注2)が運転して通学、通院、通所、通勤、生業に利用する自動車(営業者を除く)は一定の要件を満たす場合、申請により税金が減免されます。

◎減免台数は身体障害者等1人につき1台であること。

◎障害者本人名義の自動車であること。

(障害者が18歳未満及び知的・精神障害者の場合を除く)

#### 【問合せ先】

・自動車税(種別割・環境性能割)

及び 軽自動車税(環境性能割)

…県税務課 TEL225-1273

…県税務課分室 TEL239-3631

・軽自動車税(種別割)

…町税務課 TEL288-2123

#### ＜減免の対象となる身体障害者等の範囲＞

障 害 区 分		所持する手帳の等級等		
		本人運転	家族・常時介護者運転	
身 体 障 害	視覚障害	1～5級		
	聴覚障害	2、3級		
	平衡機能障害	3、5級		
	音声機能障害(喉頭摘出者)	3級	3級	
	上肢不自由	1、2級		
	下肢不自由	1～6級	1～6級	
	体幹不自由	1～3、5級	1～3、5級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢 (一上肢のみの運動機能障害を除く)	1、2級	
		移動機能 (一下肢のみの運動機能障害を除く)	1～6級	1～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害	1、3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級		
肝臓機能障害	1～3級			
知的障害(療育手帳)	—	A		
精神障害(精神障害保健福祉手帳)	—	1級※自立支援医療 受給者に限る		

(注1) 生計を一にする家族が、専らその障害者の通学、通院等のため運転する場合は、通学先・通院先などから自動車の使用目的証明書を発行してもらう必要があります。

(注2) 常時介護する方とは、生計を一にする家族以外が常時介護する場合をいい、町から「常時介護者」として証明を受ける必要があります。

## 5 手当、年金

### (1) 特別障害者手当

著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とし、次の要件に該当する在宅障害者の方に支給されます。(所得制限あり)

- ① 20 歳以上であること。
- ② 障害程度が認定基準に該当すること。(目安として、下表の項目が二つ以上該当すること)
- ③ 施設に入所していないこと。
- ④ 病院等に継続して 3 カ月を超えて入院していないこと。

- ・両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
- ・両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両方上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ・体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【問合せ先】… 福祉課 TEL288-2458



## (2) 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とし、次の要件に該当する在宅の障害児に支給されます。(所得制限あり)

- ① 20歳未満であること。
- ② 障害程度が下表に該当すること。
- ③ 障害を事由とする年金を受給していないこと。
- ④ 施設に入所していないこと。

- ・両眼の視力の和が0.02以下のもの
- ・両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ・両上肢の全ての指を欠くもの
- ・両下肢の用を全く廃したもの
- ・両大腿を2分の1以上失ったもの
- ・体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ・身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【問合先】… 福祉課 TEL288-2458



### (3) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童を家庭において監護している人に対して支給されます。障害程度が目安として下表に該当する障害児、または特別児童扶養手当認定診断書を提出し障害該当となった 20 歳未満の児童を扶養している方が対象となります。

障害児が施設に入所している場合は対象外です。(所得制限あり)

- ・身体障害者手帳 … 1～3 級及び下肢障害 4 級
- ・療育手帳 … A 及び B の一部

【問合先】… 福祉課 TEL288-2458

### (4) 児童扶養手当

父親が重度の障害(国民年金の障害等級 1 級程度)がある場合、18 歳未満の児童を養育している母親に手当が支給されます。ただし、児童が父親に支給される公的年金給付の額の加算対象になっている場合は、対象外です。(所得制限あり)

【問合先】… 子育て支援課 TEL288-6726

### (5) 心身障害者扶養共済加入援護金

心身障害者を扶養する保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害者に終身一定額を支給する制度で、掛金の 1 口目の半額を町が助成します。(掛金は障害者 1 人に対し、2 口まで加入可能)

- ① 障害者の範囲 … 身体障害者 1 級～3 級及び知的障害者
- ② 加入資格 … 県内に居住する 65 歳未満の人で、特別の疾病又は障害がないこと

【問合先】… 福祉課 TEL288-2458



## (6) 障害基礎年金

国民年金に加入している間に、病気やけがで障害者になったときは、障害基礎年金が支給されます。

なお、原則として国民年金加入者が障害者になったときに支給されますが、60 歳以上で加入をやめた後で障害者になった場合は老齢基礎年金の繰上支給を受けていなければ支給されます。

ただし、その障害のもとになった病気やけがで初めて診療を受けた日の前に、加入期間の 3 分の 2 以上の保険料を納めるか、保険料の免除を受けた期間であることが必要です。

- ①障害の認定……… 病気、けがをして 1 年 6 カ月経過したとき(その前に症状が固定した場合は固定したとき)に障害に該当するかどうか認定されます。認定は政令で定める障害等級により行われ、障害程度により 1 級と 2 級に区分されています。
- ②20 歳前の障害… 20 歳前に初診日があった障害についても、その人が 20 歳に達したときから障害基礎年金になります。ただし、受給者本人に一定額以上の所得があるときは、年金の支給が停止されます。

【問合先】… 金沢北年金事務所 TEL(076)233-2021~8

## (7) 障害厚生年金

障害厚生年金は、支給される障害基礎年金の障害が、厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがに上乗せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金独自の年金または障害手当金(一時金)が支給されます。

【問合先】… 障害認定の日現在勤務していた事業所又は、最後に勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所



## ◎救急医療情報保管容器



障害者のみで構成される世帯にお住まいの希望者に配付しています。

希望される方は、福祉課までご連絡ください。

～救急医療情報保管容器とは～

持病や緊急連絡先などを記入した用紙を入れる円筒状のカプセルで、自宅で救急車を要請する事態に陥った際に、救急隊員に自身の情報を伝えるものです。

容器は「冷蔵庫」で保管します。駆け付けた救急隊員がすぐに探し出すことができるよう、救急医療情報保管容器は冷蔵庫内にて保管してください。

問合せ先 福祉課 ☎288-2458

## ◎避難行動要支援者名簿登録のお知らせ



災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、避難行動要支援者名簿の登録を行っています。登録された情報は、区長や民生委員などに提供され、災害時に地域で迅速かつ円滑な避難活動に活かされます。

☆避難行動要支援者名簿登録対象者☆

身体障害者手帳 1～3 級所持者	左記のいずれかに該当する在宅の方のうち、災害時において地域での支援を希望し、個人情報提供に同意された方が登録されます。 該当された方には随時、町から本人宛へ「避難行動要支援者名簿登録希望申請書」をお送りしますので、希望の有無にかかわらず、必ずご返送ください。
療育手帳所持者	
精神障害者保健福祉手帳 1～2 級所持者	

\* 避難行動要支援者は、地域協力者などのボランティア精神に基づく支援を受けることになるもので、名簿への登録によって、災害時の支援を保証されるものではありません。また、地域協力者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

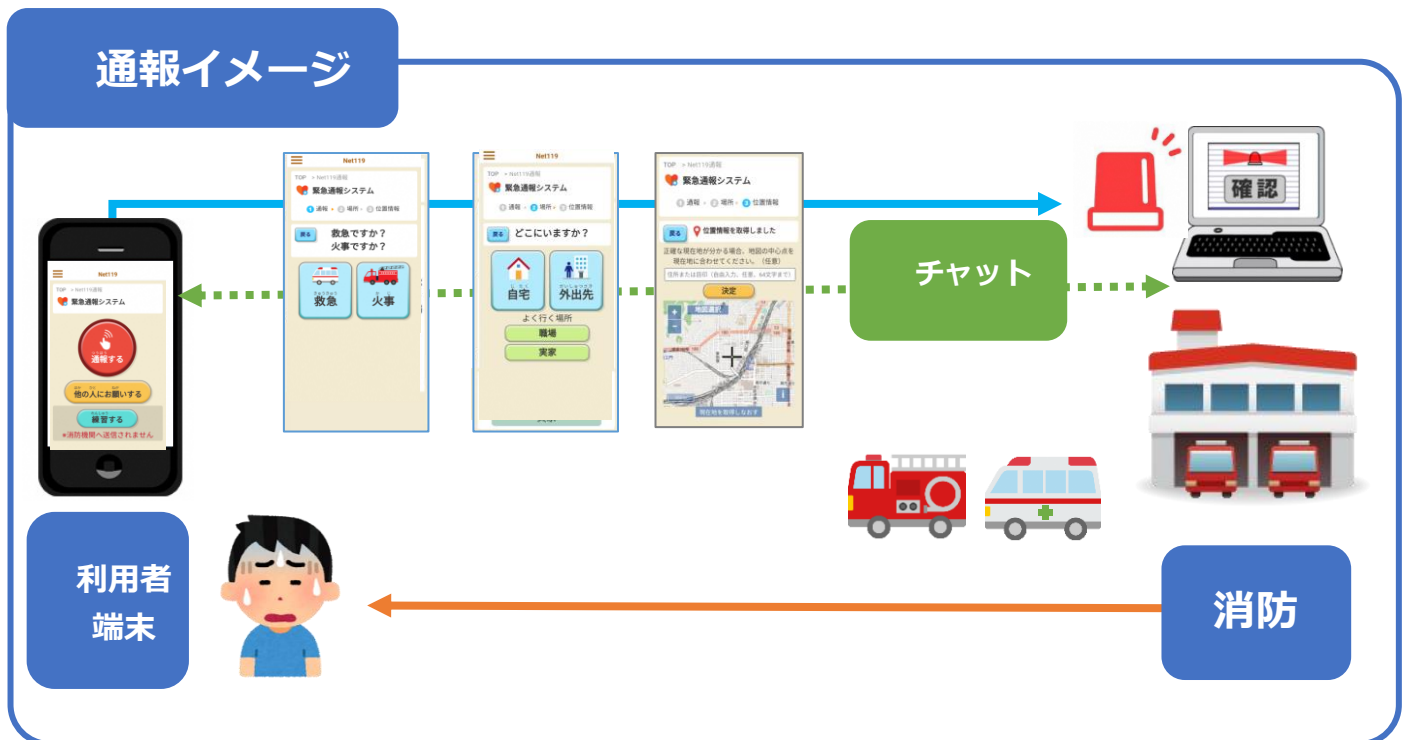
問合せ先 福祉課 ☎288-2458

# ◎Net 119 緊急通報システム

聴覚機能、言語機能等に障害を有する方が、インターネットに接続可能な携帯端末を利用して、消防機関へ緊急通報が可能なシステムです。

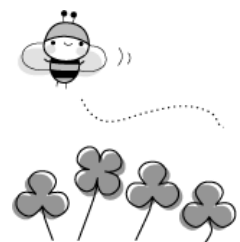
利用をご希望の際は、福祉課窓口での事前登録及び登録申請書のご提出が必要となりますので、福祉課へご連絡ください。

FAX:076-288-5646 MAIL:fukushi@town.tsubata.lg.jp



困りごとや心配ごとがあればご相談ください

- ・津幡町福祉課（地域包括支援センター） TEL 288-7952
- ・相談支援事業所 なごみ TEL 289-6500
- ・相談支援事業所 My Life TEL 255-3251



## ◎ヘルプマークの交付

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。

希望者に対し、福祉課窓口で交付していますので、ご希望の方は福祉課へお越しください。



## ヘルプカードを発行しています



※ヘルプカードとは・・・

緊急時や災害時に、  
障害者にスムーズに支援ができるよう、  
連絡先やかかりつけ医療機関など  
必要事項をあらかじめ記入し  
携帯しておくカードです。

このマークが目印！ → 

申請先 福祉課 ☎288-2458

～緊急時にそなえて、ぜひお持ちください～

## ◎町内の障害者関係団体一覧

団体名	問合せ先
身体障害者福祉協議会	町社会福祉協議会 TEL288-6276
手をつなぐ育成会	稲場 TEL090-5176-0333
若年性認知症の人と家族の会 「てるてる」	福祉課(地域包括支援センター) TEL288-7952

## ◎町障害者相談員一覧 (令和4年4月1日～令和6年3月31日)

身体障害者相談員	しまだ あきみつ 島田 宸充 (庄) TEL289-4034
	すずき まりこ 鈴木 真理子 (太田) TEL288-4520
	かねうじ ひろこ 兼氏 浩子 (井上の荘) TEL288-7675
知的障害者相談員	いなば ようこ 稲場 葉子 (井上の荘) TEL288-8580
	はせがわ はるみ 長谷川 治美 (原) TEL288-0159



## ◎町指定避難場所一覧(令和3年4月1日現在)

### 【津幡小学校区】

津幡小学校、ふれあい広場、中央公園、しらとり児童公園、つばた幼稚園、住吉公園、サンライフ津幡、津幡地域交流センター

### 【太白台小学校区】

津幡高等学校、津幡中学校、太白台小学校、太白台保育園、笠井公民館

### 【中条小学校区】

津幡南中学校、文化会館シグナス、中条小学校、中条東保育園、中条公民館、石川工業高等専門学校

### 【条南小学校区】

条南小学校、中条公園、条南コミュニティプラザ

### 【井上小学校区】

井上小学校、井上保育園、井上コミュニティプラザ

### 【笠野小学校区】

笠野小学校、笠谷保育園、笠野公民館

### 【英田小学校区】

英田小学校、能瀬保育園、英田コミュニティプラザ、あがた公園

### 【河合谷地区】

河合谷ふれあいセンター

### 【刈安小学校区】

刈安小学校、寺尾保育園、刈安コミュニティプラザ

### 【萩野台小学校区】

竹橋保育園、萩野台小学校、萩坂保育園、萩野台コミュニティプラザ、倶利伽羅源平の郷竹橋口芝生広場

